

長野県交通安全スローガン募集要項

1 趣旨

交通安全運動に係るスローガンを募集し、継続的に使用することにより、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に資するものとします。

2 主催

長野県交通安全運動推進本部

(事務局：長野県県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係)

3 応募規定

(1) 内容及び規格

ア 内容

交通ルールの遵守や交通マナーの向上など長野県民が目指す指針として分かりやすく、親しみやすい、長野県民が共感できるものとしてください。

イ 規格

概ね17文字程度とします。

(2) 応募資格

長野県内外を問わず、どなたでも応募できます。

(3) 応募期間

令和7年10月20日(月)から11月19日(水)まで 当日消印有効

(4) 応募方法

Microsoft Forms への入力・送信又は、所定の応募用紙により郵送、FAX 若しくはメールで長野県県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係宛て送付してください。

【送付先】

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係 宛て

TEL：026-235-7174 FAX：026-235-7284

Microsoft Forms：<https://forms.office.com/r/m8q7WLmdPS>

スローガン応募専用メールアドレス：kotsu-slogan12@pref.nagano.lg.jp

4 審査及び発表

(1) 審査

ア 審査会において厳正な審査を行い、入賞作品を決定します。

イ 入賞作品数 最優秀作品(1点) 優秀作品(2点程度)

(2) 発表

ア 入賞作品は全て公表します。

イ 入賞者には郵送にて直接通知し、表彰状と副賞（最優秀作品には図書カード 5,000 円分、優秀作品には図書カード 2,500 円分）をお贈りします。

5 作品の活用

最優秀作品は、令和 8 年度から令和 12 年度まで（予定）長野県の交通安全運動のスローガンとして活用するほか、交通安全関係機関・団体が交通安全運動を推進する際にも使用することがあります。

6 その他

(1) 応募について

ア お一人で複数作品に応募することが可能です。作品の応募は応募用紙 1 枚につき 1 作品としてください。

イ 匿名、ペンネーム等による応募は御遠慮ください。

(2) 応募作品について

ア 応募作品は自作かつ未発表の作品に限ります。

イ 応募作品は返却しません。

ウ 応募作品の著作権、使用権に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。

(3) 入賞作品について

ア 入賞作品の著作権、使用権等一切の権利は長野県に帰属するものとします。

イ 入賞作品の決定・発表は令和 8 年 1 月頃を予定しています。

(4) 個人情報について

ア 応募の際に記載された個人情報は、今回の標語の募集にかかる事務のみに使用し、目的外には使用しません。

イ 入賞作品については、作者氏名及び居住地都道府県名、市町村名を公表します。